

社会福祉法人大津市社会福祉事業団役員報酬及び費用弁償等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大津市社会福祉事業団（以下「事業団」という。）の役員に対する報酬及び費用弁償等に関し、必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 常勤の役員（事業団職員と兼務する役員は除く。）には、理事長が定める報酬及び手当を支給する。

2 事業団の事業執行のため必要な会議に出席した役員には、日額 10,400 円を、評議員には、日額 5,000 円を支給する。ただし、常勤の役員及び事業団職員又は大津市常勤特別職若しくは一般職と兼務する役員及び評議員には、これを支給しない。

3 報酬及び手当の支給方法については、事業団職員の例による。

(旅費)

第3条 役員及び評議員（これらの者のうち、大津市の一般職の職員の身分を保有している者を除く。）の旅費については、社会福祉法人大津市社会福祉事業団旅費規程（平成5年規程第9号。）による旅費相当額を支給する。

2 旅費の支給方法は、事業団職員の例による。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、事業団の役員に対する報酬及び費用弁償等に関して必要な事項は、理事長が定めるものとする。

付 則（平成5年2月17日）

この規程は、平成5年2月17日から施行し、平成5年2月1日から適用する。

付 則（平成5年3月29日）

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

付 則（平成6年3月28日）

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

付 則（平成9年5月27日）

この規程は、平成9年5月27日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成11年5月26日）

この規程は、平成11年5月26日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則（平成16年3月26日）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年8月24日）

この規程は、平成16年9月1日から施行する。

附 則（平成23年11月29日）

この規程は、平成23年11月29日から施行する。